

大口町告示第4号

大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年1月15日

大口町長 酒 井 鎭

大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が行う就職安定資金融資事業に基づく融資の決定を受けた者に対し、信用保証料及び利子の一部を予算の範囲内において補助することにより、これらの者の負担軽減を図り、住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象者は、平成20年8月以降の事業主都合による離職者で、かつ就職安定資金融資事業による融資の決定をうけた者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 離職時に町内の事業所に勤務していた者
- (2) 離職時に町内に住所を有していた者

(補助金額)

第3条 補助金の額は、当初6月分の信用保証料及び利子の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金交付申請書兼請求書(様式第1。以下「申請書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 大口町に在住又は在勤していた旨の証明書(様式第2)
- (2) 就職安定資金融資契約書の写し

2 前項の申請書兼請求書の押印については、同項第2号による就職安定資金融資契約書に押印した印鑑とする。

(補助金の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定した場合の通知は、当該補助金の申請

者の口座への補助金の振り込みをもって、これに替えるものとする。

- 3 第1項の規定により、補助金の交付が適当でないと決定した場合は、大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金却下通知書（様式第3）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を申請者の口座に振り込むものとする。

（申請事項変更の届出）

第7条 申請者は、第4条による申請書兼請求書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（補助金の取消し等）

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、この要綱に違反したとき又は虚偽の申請をしたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の補助金の取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（その他必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 平成23年3月31日までの間に、第5条の規定により補助金の交付決定をした補助金交付申請における手続等については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

様式第1 (第4条関係)

大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

様

住所

印

下記のとおり就職安定資金融資を受けたので、保証料及び利子の補助を願いたく申請します。

申 請 額	金 円
借 入 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
資 金 使 途	1. 住宅入居初期費用 2. 家賃補助費 3. 生活・就職活動費
※ 6 月分の保証料及び利子額	金 円

添付書類

1. 証明書
2. 就職安定資金融資契約書の写し

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 申請には、就職安定資金融資契約に用いた印鑑と同一の印鑑を使用してください。

大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金を下記口座に振り込んでください。

口座振込 依 頼 欄	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種 目	1 普通預金							
				2 当座預金							
				3 その他							
	金融機関コード	支店コード	口座番号								
	フリガナ 口座名義人										

大口町に在住又は在勤していた旨の証明書

当事業所の従業員であった下記の者について、次のとおり証明します。

本人の状況	氏 名 ・ 生 年 月 日	(フリガナ) ----- (S・H 年 月 日生)
雇用と離職 の状況	派遣先等事業所名※	
	派遣先等所在地※	
	雇 い 入 れ 時 期	年 月 日
	離 職 時 期	年 月 日
	離 職 理 由	1. 解雇 2. 雇用契約期間の途中解除・不更新（本人が更新希望していた場合）
住居の状況	離 職 時 の 居 住 地	

「※印」の箇所は、派遣社員については派遣先を記入し、それ以外の雇用の場合は勤務先を記入してください。

年 月 日

事業主

(住所又は所在地)

(名称)

(代表者)

(担当者名) ㊟

(担当者の所属と電話番号)

様式第3（第5条関係）

大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町就職安定資金融資保証料及び利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。